### 輸出貿易管理令等の改正の概要について

令和7年11月経済産業省貿易経済安全保障局

#### 1 改正趣旨

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)では、国際的な平和及び安全の維持のため、規制対象となる貨物の輸出等について経済産業大臣の許可を受ける義務を課しています。

今般、国際輸出管理レジーム会合における合意等に基づく規制対象貨物の見直し、輸出許可を要しない特例の追加に関して、輸出貿易管理令の一部を改正しました。合わせて、関連する省令・告示等の改正、輸出管理に係る制度・運用の合理化に係る改正等を行いました。

- (1) 国際輸出管理レジームの合意及び責任ある技術保有国として、国際的な状況を踏まえた改正
  - ①噴霧乾燥器に関する規制内容の見直し
  - ②重要・新興技術に関する輸出管理品目等の改正
- (2) 無償での持ち帰りを前提とした一時的な武器の持ち出しの特例化
- (3) 技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加
- (4)輸出許可規制の合理化・適正化
  - ①政府安全保障能力強化支援(OSA)に基づく役務取引の特例化
  - ②プログラムを記録した記録媒体が破損した場合における同一プログラム再提供 の特例化
  - ③特別一般包括許可制度の見直し
  - ④特定包括許可制度の見直し

◇公布 : 令和7年11月14日(金)
◇施行 : 令和8年 2月14日(土)

【※ (1) ①、(2)、(4)①②: 令和7年11月15日(土),(3):令和8年1月14日(水)施行】

# 政 令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令(令和7年政令第376号)

# 省 令

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部 を改正する省令(令和7年経済産業省令第72号)
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令(令和7年経済産業省令第71号)

# 告 示

- 「輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びへ並びに同条第二項第二号ホ及びへの規定に基づ く経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸 入すべきものとして無償で輸出する貨物」の一部を改正する件(令和7年経済産業省告示第1 67号)
- 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項」の一部を改正する件(令和7年経済産業省告示第166号)

## 通達

● 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について(令和7年11月14日付け輸出注 意事項2025第27号)

#### く改正した通達>

- ・輸出貿易管理令の運用について
- ・外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定 に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
- ・輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
- 包括許可取扱要領
- ・大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について

#### 2 改正概要

- (1)国際輸出管理レジームの合意及び責任ある技術保有国として、国際的な状況を踏まえた改正輸出令 貨物等省令 通達(各種)
- ① 噴霧乾燥器に関する規制内容の見直し 当該品目に関連する高裁判決の内容を踏まえ、省令上の「殺菌」の文言を「消毒」に改正するとともに、「消毒」の手法を、化学薬剤を使用する場合に限定する等の改正を行いました。
- ② 重要・新興技術に関する輸出管理品目等の改正 全地域を対象に輸出管理の対象となる貨物の追加(ペプチドの合成を行うための装置、高エ ントロピー合金の粉又は耐火性のある金属の粉若しくはその合金の粉、プログラムの変更を行 うことができるモジュール等)等の改正を行いました。

これらの改正概要は次のとおりです。

項番等	内容
2の項	圧力測定器に係る仕様の改正等
3の2の項	ボツリヌス毒素の仕様の改正等
	発酵槽、クロスフローろ過装置及び噴霧乾燥器の省令上の文言改正等
	遠心分離機の仕様の改正等
	ペプチドの合成を行うための装置の追加
5の項	合金の粉末の製造法の追加
	超電導材料の仕様の改正等
	高エントロピー合金の粉又は耐火性のある金属の粉若しくはその合金の粉の追加
7の項	集積回路・半導体の仕様の改正等
	サンプリングオシロスコープの仕様の改正等
	プログラムの変更を行うことができるモジュール等の追加
9の項	人工衛星の名称の改正等

10の項	レーザー発振器の仕様の改正等
12の項	潜水艇の部分品の仕様の改正等
13の項	宇宙空間用の飛しょう体の仕様の改正等
	燃焼器の技術に係る仕様の改正等
	ガスジェネレーターダービン等の技術の仕様の改正等
15の項	無人式の潜水艇の仕様の改正等

# (2)無償での持ち帰りを前提とした一時的な武器の持ち出しの特例化 輸出令 無償告示 運用通達

貨物の輸出許可については、輸出令第四条第一項で特例として適用除外について定め、具体的な類型を同項各号に列挙しているところ、輸出令別表第一の一の項の持ち帰りを前提とした輸出については、当該特例は認められていませんでした。

しかし、国際スポーツ競技大会に参加するために持ち出される銃や、警察庁が外国訪問をする要人の警護のために持ち出す防弾衣など、持ち帰ることが当然に想定される一時的な武器の輸出について、安全保障上の懸念は少ないため、輸出許可を不要にしました。

# (3)技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加 報告告示

令和6年12月に制度を施行した「技術管理強化のための官民対話スキーム」について、安全保障上の観点から、特に流出リスクが高く、管理が重要と考えられる技術を、提供に係る取引に際して経済産業大臣への事前報告を求める対象として新たに追加しました。

#### (4) 輸出許可規制の合理化・適正化

般包括許可の適用範囲を拡充しました。

上記のほか、規制の合理化・適正化の観点から以下の改正を行いました。

- ① 政府安全保障能力強化支援(0SA)に基づく役務取引の特例化 貿易外省令
  - 0SA に基づく役務取引は支援決定時に日本国政府と相手国政府との間で締結される国際 約束により相手国による適正管理が確保されるため、役務取引許可(武器に係るものを除 く)を必要とする合理的な理由はないことから、輸出許可を不要にしました。
- ② プログラムを記録した記録媒体が破損した場合における同一プログラム再提供の特例化 貿易外省令

役務取引許可を受けて提供したプログラムを記録した記録媒体が輸出後に物的に破損して使用できなくなった場合、役務取引許可の再取得が必要とされているところ、同一のプログラムを再提供するときについては、安全保障上の懸念は少ないため、輸出許可を不要にしました。

③ 特別一般包括許可制度の見直し <u>包括許可要領</u> 提出書類通達 適切な輸出管理を実施しつつ、申請者等の輸出管理に係る負担軽減を図るため、特別一

- ・輸出令別表第1の1の項(1)、2の項(3)、2の項(33)の一部
- ・外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の1の項の一部

# ④ 特定包括許可制度の見直し 包括許可要領

防衛装備移転協定を締結した国に対して輸出した防衛装備品の維持・補修を迅速に行うため、当該防衛装備品の附属品又は部分品の輸出を特定包括許可の対象にするとともに、 三フッ化塩素に係る個別許可取得の実績要件を緩和しました。

・輸出令別表第1の1の項、2の項(21)、4の項(6)の一部

#### (参考) 関係法令及び略称

● 法律

**外為法** 外国為替及び外国貿易法

● 政令

**外為令** 外国為替令

輸出令 輸出貿易管理令

● 告示

無償告示 輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びへ並びに同条第二項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無

償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物

**報告告示** 貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供

することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項

● 通達

運用通達 輸出貿易管理令の運用について

**役務通達** 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項ま

での規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

提出書類通達 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項

等について

包括許可要領 包括許可取扱要領

**補完通達** 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項

等について